

生駒市訓令甲第 1 号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成 2 4 年 3 月生駒市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 3 号中「秘書課市政 5 0 周年事業室長」を「秘書課市制 5 0 周年事業室長」に改める。

第 5 条第 1 項中第 1 5 号を第 1 6 号とし、第 9 号から第 1 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) その事務が公共施設の管理に関連するものについては、行政経営課長  
第 5 条第 2 項の表中「、財政課長及び総務部専門官（所管専門官に限る。以下同じ。）」を「及び財政課長」に改め、「、総務部専門官」を削り、同条第 3 項中「、総務部専門官」を削る。

第 1 7 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 1 8 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 1 0 号を第 9 号とする。

第 4 9 条第 3 号中「関すること」の次に「（次条に係るものを除く。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（健康課課長の専決事項）

第 4 9 条の 2 健康課課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種の実施に関すること。

第 5 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 道路及び公共用水路の占用の許可に関する事。

第58条第6号を次のように改める。

(6) 公園の占用の許可に関する事。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。